

任意後見制度の流れ

将来の不安に備えたい方

1 任意後見人を決める

任意後見人を決める

- 将来の不安や心配事について、どんな支援を受けたいか、本人とその支援を依頼された人（任意後見受任者）が話し合い、任意後見の内容を決めます。
※トラブルを防ぐためにも、どのような支援を依頼するか等、事前に公証役場に相談することもできます。
- 支援の内容が決まったら、本人と任意後見人は、公証役場に向いて、その内容について公正証書により正式に契約を交わします。



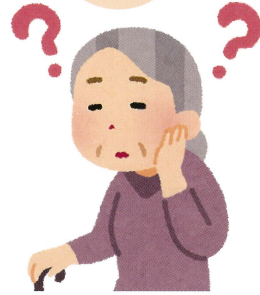
2 任意後見契約を結ぶ

▶ 登記

任意後見契約を結ぶ

- 本人と任意後見人となる人が一緒に公証役場で公正証書による任意後見契約を結びます。
- 公証役場に出向くことができないときは、公証人が自宅や病院に出張して公正証書を作成することもできます。（基本手数料 11,000 円に、5,500 円が加算されます。）
- 必要な書類等
 - ◆ 本人に関するもの
 - 戸籍謄本
 - 住民票
 - 印鑑証明書、実印
 - ◆ 任意後見受任者に関するもの
 - 住民票（法人の場合は登記簿謄本）
 - 印鑑証明書、実印
 - ◆ その他
 - 診断書や財産目録などが必要な場合もあるので公証人に確認する。
- ※ 印鑑証明書がない場合は、公証役場にご相談ください。
- 公正証書の内容は、公証人からの依頼（嘱託）により、東京法務局に登録されます（成年後見登記）。
- 任意後見人に支払う報酬は、本人と任意後見受任者との話し合いによって結ばれた契約で決まります。

判断能力の低下



任意後見契約書作成にかかる費用

- 任意後見契約書作成の基本手数料 11,000 円
- 登記嘱託手数料 1,400 円
- 法務局に納付する印紙代 2,600 円
- その他 証書代、登記嘱託書郵送用の切手、添付書類の発行にかかる費用など

将来、認知症などで判断能力が不十分となったときに備えて、希望する生活を実現するために財産管理や身上監護を行ってもら任意後見人を、あらかじめ自分で選び、任意後見契約を結んでおく制度です。任意後見契約は、公証役場で公証人が作成する公正証書で結びます。任意後見人が、後見人として活動を始めるのは、本人の判断能力が不十分となり、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してからです。

3 任意後見監督人の選任を申立てる

▶ 家庭裁判所

任意後見監督人選任の申立ての手続き

- 申立権者
 - 本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者
- 必要な書類
 - ◆ 申立人
 - 申立書、戸籍謄本（本人以外が申立てる場合）
 - ◆ 本人
 - 戸籍謄本、戸籍附票
 - 成年後見登記事項証明書
 - 診断書
 - 任意後見契約公正証書の写し
 - ◆ 任意後見監督人候補者
 - 戸籍謄本
 - 住民票
 - 身分証明書
 - 成年後見登記事項証明書
- 任意後見制度を利用するために、本人の住所地の家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶよう申立てます。

4 任意後見監督人が選任される

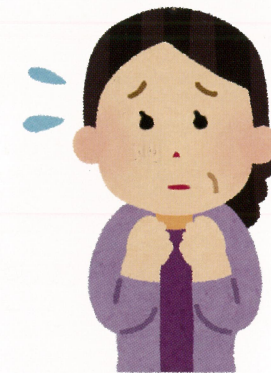
▶ 登記

5 後見事務がスタートする

任意後見監督人による監督

任意後見人のスタート

- 法定後見制度と同様に、調査、審問などの手続きが行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を選びます。
- 任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見が開始されます。



6 任意後見契約の終了

任意後見契約の終了

- 解除（正当な事由と家庭裁判所の許可が必要）
- 解任（不正な行為等が判明した場合）
- 死亡・破産（本人や任意後見人）など
- 法定後見の開始



任意後見監督人選定にかかる費用

- 申立て手数料 800 円の収入印紙
- 登記手数料 1,400 円
- 郵便切手 3,730 円分

任意後見開始後にかかる費用

- 任意後見人の報酬 本人と任意後見受任者（後の任意後見人）との契約によって決定します。
- 任意後見監督人の報酬 家庭裁判所が決定します。
- 任意後見人、任意後見監督人の事務費